

別記(一)

(營業主ヨリ提出シタル案)

日給十五乃至二十日分相當

合計七百六十五圓四十六銭(解雇手當)

別記(二)

(職工側ヨリ提出セル要求案)

一年未滿

日給三ヶ月分

二年以上

五ヶ月分

三年以上

七ヶ月分

五年未滿

九ヶ月分

七年未滿

十一月分

十年以上

十二月分

十、十一月平均月收入内一年未滿ノ満數月給ニ對シテハ一月分ヲ増ス毎
二日分ヲ増ス

(以上)

1/1/0

5. 2. 13
1027

勞組第一五〇號

昭和五年一月十八日

警視總監

丸山鶴吉

内務大臣安達謙藏
社會局長官殿
大阪府知事殿

池田利乃工場ノ勞働爭議ニ關スル件 (第二報)

工場主側ハ何等讓歩的ノ意志ヲ表示セサル爲メ勞働者側ハ益々急来ヲ
圖メ爭議團本部ニ集合シテ対策ヲ協議中ナリシカ十四日別記ノピラヲ附近
市所民ニ配布セリ

標記爭議ハ其ノ後勞資共深硬ナル態度ヲ持シ何等讓歩